

鹿屋市「『ばらのまち かのや』フォトコンテスト」に係る報償金支給要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、本市主催の「『ばらのまち かのや』フォトコンテスト」において特選以上の受賞者に敬意を表するため、鹿屋市「『ばらのまち かのや』フォトコンテスト」に係る報償金（以下「報償金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者及び報償金の額)

第2条 報償金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）及び報償金の額は、次の各号に掲げる賞を受賞した者に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) グランプリ 5万円
- (2) 準グランプリ 3万円
- (3) 特選 1万円

(支給の方法)

第3条 報償金の支給は、支給対象者が「『ばらのまち かのや』フォトコンテスト」に係る報償金支給資格確認書兼受取口座申出書（別記様式）により指定した口座に振り込むことにより行うものとする。

(不当利得の返還)

第4条 市長は、報償金の支給を受けた者が、偽りその他不正の手段により報償金の支給を受けたと認めた場合は、既に支給した報償金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第5条 報償金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市「かのや『ばら』と『海』フォトコンテスト」に係る報償金支給要綱（令和5年鹿屋市告示第101号）は廃止する。

別記様式（第3条関係）

「『ばらのまち かのや』フォトコンテスト」に係る報償金支給資格  
確認書兼受取口座申出書

鹿屋市長 様

記入日	年 月 日
-----	-------

1 支給対象者

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
電話番号			

2 受取口座

金融機関名・支店名	
口 座 種 別	1 普通    2 当座    3 その他 (    )
口 座 番 号	
口座名義 (フリガナ)	

注 通帳の写しを添付してください。